

講 演

現代国際法の文脈における一帯一路構想

The Belt and Road Initiative from the Perspective of Contemporary
International Law

王 貴 国*
訳 北 井 辰 弥**

訳者はしがき

中央大学法学部とチュレーン大学ロースクールは1986年に研究者の交換協定を結び、以来、その運営機関として、日本比較法研究所およびイーソン・ワイマン比較法研究所がこの交流を長年担ってきた。本年度は、チュレーン大学ロースクールのイーソン・ワイマン国際法・比較法教授であり、国際経済法の第一人者である王貴国教授を迎えることができた。2016年1月22日、「現代国際法の文脈における一帯一路政策 Belt and Road Initiative in the Context of Contemporary International Law」と題する講演会が開催され、グローバル化と中国の「一帯一路」政策という非常に大きな

* チュレーン大学ロースクール教授

Guiguo WANG

Eason-Weinmann Chair of International and Comparative Law, School of Law, Tulane University, USA; University Professor of Zhejiang University, Hangzhou, China.

本稿は下記の援助を受けた。China's National Social Sciences Research Funding Program (15AFX023): "Research on Related International Law Issues of the Belt and Road Initiative".

** 所員・中央大学法学部教授

コンテクストにおいて、国際投資仲裁などの法制度の現状と課題が明快に論じられた。

質疑応答では、講演会に参加した牛嶋仁所員（行政法）、佐藤信行所員（英米法）、通山昭治所員（中国法）、中野日善則所員（刑事訴訟法）、西海真樹所員（国際法）、西村暢史所員（経済法）そして宮野洋一所員（国際法）からの各専門分野に関わる細かい質問にも丁寧に対応していただき、まことに有意義な講演会であった。

本稿は、講演原稿として王教授が提出された英文原稿を当日の通訳を担当した北井が訳出したものである。なお、翻訳にあたっては宮野所員および西村所員の協力をえた。

はじめに

2013年に中国政府が「一带一路構想 The “Belt and Road” Initiative」¹⁾を公表して以来、同構想は中国のみならず国際社会において、大きな反響を巻き起こしている。一带一路構想は、関係各国間の経済的協力を狙いとすものである。したがって、同構想に関する議論もこれまでは主としてその経済的側面に関するものであり、関係する法的諸問題にはほとんどふれ

1) 「一帯」とは、中国中央部から中央アジアを通り、西ヨーロッパのアムステルダムを終点とする古代シルクロードに沿った各国から構成される一つの超国家的経済協力構想をさす。すなわち「シルクロード経済帯」のことである。「一路」とは、新しい海のシルクロードに沿った国々、すなわち、中国から、東南アジア、インド、スリランカ、イエメン、エジプト、ギリシャ、イタリアそしてオランダ（アムステルダム）までの国々の経済協力構想をさす。すなわち、「海のシルクロード」である。かくして、「一带一路」戦略は、主にユーラシア大陸の諸国および若干のアフリカの諸国との間の連携と協力に焦点をおくものである。2015年5月、中国政府は「一带一路」に関する公式の『構想と行動』を発表している。See also Chandra Muzaffar, Initiatives for Transforming the Global Economy. China's “One Belt One Road”, <http://www.globalresearch.ca/initiatives-for-transforming-the-global-economy-chinas-one-belt-one-road/5477264> (last visited Nov. 21, 2015).

られてこなかった。それでも、経済的な協力、相互作用および交流を実現するためには、参加国の権利義務を確認しておくことが必要である。一般に協定違反その他の義務違反については、救済措置が容易に利用可能でなければならないが、このことは、一帯一路構想の実施にもあてはまる。そのような法制度を欠いては、一帯一路構想の成功は、不可能とまではいえないものの、きわめて困難なものとなるだろう。本稿は、同構想が提唱されることとなった国際的な背景、同構想が直面することになる諸問題、それについての採るべき対策、そして同構想の展望について考察するものである。

I. グローバリゼーションの文脈における一帯一路

一帯一路構想は、中国が提唱したものの、グローバル化に起因するものである。いまやグローバル化は諸国間の相互依存がその最大の特徴となるような段階に達しており、一帯一路構想はまさにそうした段階の不可避的結果なのである²⁾。このことは二つの側面から、説明することができる。第1に、そうした相互依存が存在する範囲が貿易という伝統的な分野を越えて、金融、投資、知的財産保護、環境そして新エネルギーへと拡大しつつあるということである。第2に、相互依存は先進国と発展途上国との間のみ存在するのではなく、先進国間、発展途上国間、さらに政府と私企業および私人との間にも存在するのである³⁾。こうしたグローバル化した状況の下、国内市場と地域市場は分離しているものの、他の市場の影響を受けざるをえなくなっている。こうした相互作用は、戦略物資（石油や食料）および日用品（携帯電話、衣料品、宝飾品など）に関し、買手市場に

2) Paul Hirst and Grahame Thompson, "Globalization and the Future of the Nation State", *Economy and Society*, Vol. 24(3), at 408-442 (1995).

3) Guiguo Wang, "Globalising the Rule of Law", *Indian Journal of International Law*, Vol. 48, No. 1, at 21-44 (2008).

よっても、また売手市場によっても行われている⁴⁾。

グローバル化の文脈において、各国は、先進国であれ、発展途上国であれ、経済が強い国であれ、弱い国であれ、他国、あるいは他国の企業や個人の協力なしで、その国の諸問題に対処することはできない。例えば、その国の経済発展を推進する際、各国は海外の資金および市場を必要とする⁵⁾。また、国内の経済問題を解決する上で、各国は他の国々からの協力と援助に依存せざるをえない。この点においては、近時のギリシャ債務危機はまさに恰好の事例であった⁶⁾。地球温暖化⁷⁾、環境問題、反テロリズムのような諸問題においては、国際的な協力こそがこれらの解決のために必要なのである。

過去においては、中国は、中国の問題は内政であって、外部の干渉を排除して独自に解決されなければならないと主張することもできた。1997年の東南アジアにおける経済危機の最中であっても、そのように主張することができた。中国が世界経済にはそれほど組み込まれていなかったことから、隣接諸国とは異なり、それほどの影響は被らなかつたからである。しかしながら、アメリカ合衆国で新たな経済危機が発生した2008年までには、中国は危機の衝撃をより一層実感できるようになっていた。そして、中国经济および中国市場がグローバルな市場に組み込まれるにつれて、中国で起きた事柄が他国にも影響するようになり、また逆もしかりであった。近時、中国における市場の変動が世界各地の株式市場に影響を与えている。一方、アメリカ合衆国およびヨーロッパの経済状況も直接中国に影響を与えている。さらに、国際的な金の取引価格は中国国内における取引

4) Thomas C. Fischer, *What's Wrong with "Globalization"!*? 3, Carolina Academic Press (2009).

5) Keping Yu, "Globalization and State Sovereignty" (in Chinese), *Marxism & Its Practice*, Vol. 1, at 4-21 (2004).

6) Yanhua Mao, *The Value and Contribution of One Belt One Road Toward Global Economic Governance* (in Chinese), *people's forum* Vol. 9, at 31 (2015).

7) Laurence Boulle, *The Law of Globalization: An Introduction* 331-35, Wolters Kluwer (2009).

に少なからぬ影響を受けている。このような相互作用は、一つの市場が他の市場にいかに関与を及ぼしうるかということと、中国が世界に組み込まれるにつれて、中国経済の状況と他の地域の状況が一体のものとして考えられていることをよく表している。

上述の状況は、第1に各国の国内市場間の相互作用のインパクトが高まり、一層直接的になっていることを示している。第2に、中国経済が世界経済にさらに一層組み込まれていることを示している。このような状況において、中国経済の動向はもはや世界経済と無関係ではいられないのである。

現在、中国経済は当然のことながら減速している。いかなる国であっても、10パーセントの経済成長率を維持することは不可能である。中国の成長率が減退したことから、過剰設備能力と過剰生産がもたらされるだろう。かくして、企業は海外に踏み出さざるをえず⁸⁾、このことが一帯一路政策を支える土台となる。したがって、「一帯一路」はグローバル化の潮流に沿うものであり、これに合致したものである。一帯一路政策の成功には、とりわけアジア、アフリカ、そしてヨーロッパ諸国に対する積極的な対応とこれらの諸国との協調が不可欠なものとなる。つまり、一帯一路戦略の成否は、中国のみならず中国と経済関係を持つ世界の各地域にも影響を及ぼすのであって、これもまたグローバル化の一つの現象なのである。

II. 国際法を求める市場経済

グローバル化は、いくつかの理由によって、20世紀後半までは広く認識されてこなかった。まず第1に、20世紀後半になって初めて、多くの主要国が市場経済を採用したのであって、これがグローバル化にとって根本的

8) See Yang Li, "The New Phase of Economic Development in China" (in Chinese), *Finance & Trade Economics*, Vol. 11, at 5-7 (2013).

に重要なことであった⁹⁾。旧ソヴィエト連邦、旧東側諸国そして中国が市場経済を採用したことが証左であり¹⁰⁾、これは1990年代に生じたのである。旧ソ連および旧東側諸国は解体し、ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンそしてポーランドといった国々が市場経済を導入・採用した。他方、鄧小平氏が中国の改革開放政策を指導し、中国は「中国型社会主義市場経済」の建設を1990年代初頭に決定した。こうした発展により、世界の大半の国々が市場経済へと移行し、各国政府のはたす役割も増大した。世界的規模でみれば、すべての国々が市場に手を染めているのであるが、市場に対する積極的な関与の度合いは国ごとに異なる。大半の国々が市場経済を实践し、他国と対等の関係にあるが、そうした国々において、諸国の行動を規律するルールが必要となっている。そして、既存のルールは十分とはいえないかもしれない。

市場経済についての「公式」の定義も「市場経済」の構成要素に関する統一基準も存在しない。したがって、計画経済と市場経済との間でいったいどこに線を引くかは難しい。次のようなことがいわれてきた。計画経済と市場経済の間の主要な相違点は、市場の動向に対する政府の介入の程度の違いであることは明らかである。しかし、ある経済が市場経済であるとみなされるためには、どの程度まで、政府が市場介入を抑制しなければならないかについては、明確な基準は存在しない、と。

いま一つの市場経済と計画経済の区別は、市場内の経済活動を規制するものが異なるという考え方であり、前者は法であり¹¹⁾、後者は計画であるとされる。計画経済においては、輸入や投資のような経済活動は計画されている。つまり、個人や企業は計画に従って行動するものとされ、したが

9) See Hu Cheng, *Globalization and State Sovereignty* (in Chinese), (2003) Tsinghua University Press, at 141.

10) See Hans van Houtte, *The Law of International Trade*, (1995) Sweet & Maxwell, ¶ 2.08-10.

11) Jingbing Li & Xinhua Yao, *The National Legal Regulations on Market Economy*, (2005) China Legal Publishing House, at 17.

って、「法」のはたす重要性はゼロではないとしても非常に小さいのである。計画に違反した活動や活動主体間に生じた紛争は行政的に解決されることになる。一方、市場経済においては、すべては法によって規制されており、法が行為規範となっている。企業および個人の経済活動は、市場および市況の変化によって決定され、調整される。様々な経済主体である個人および企業の意思決定は、政府の決定ではなく、市場の状況に基づくことがいよいよ多くなっていくことになる。市場経済における各政府の役割は、監督と監視である¹²⁾。

第2に、多くの国々が市場経済を採用するにつれ¹³⁾、何らかの世界的な仕組みが国際的経済活動のプラットフォームとして確立することが可能となる。1995年の世界貿易機関（WTO）の設立は、グローバル化の当然の帰結であった。WTOが世界経済に広範な影響を及ぼし、広い範囲の経済活動を対象としながら、WTO自身の活動がまたグローバル化を促進したのである¹⁴⁾。

III. 国際条約の高まる有効性

グローバル化、すなわち、絶えず進展するグローバル化は、経済協力に関する国際的合意の実効性を高める効果を持つ。国際協力といえば、従来は、主に国家間、政府間の協力を意味した。今日では、国家と国家との関係に加えて、国際機関相互の協力がごく一般的となり、その範囲も広範な地域に及んでいる。そうした国際機関間の協力の例としては、WTOが国際通貨基金（IMF）および世界銀行との間で結んだ各合意があり、これら

12) 計画経済に関する議論および計画経済と市場経済の相違点については、Guiguo Wang, *Wang's Business Law of China* (4rd Edition), (2003) Butterworths, Lexis-Nexis, chapter 1参照。

13) Jinglian Wu et. al., *Consensus on Reform and the Future of China* (in Chinese), (2105) Zhong Yang Bian Yi Ju, at 47-55.

14) Hercules Booyen, *Principles of International Trade Law as a Monistic System*, (2003) Interlegal Publishers, Pretoria, at 37-91.

は経済発展に主眼をおいたものである¹⁵⁾。いま一つの例は、IMFと世界銀行によって始められた貿易統合メカニズムであり、これは自由貿易によって収支不均衡に陥った諸国に財政援助を与えること、そして他の国々が参加するためのより明確で予測可能な環境を提供することを目的としている¹⁶⁾。WTOと世界税関機構(WCO)との協力は、さらに徹底している。WCOが関税評価協定の実施に責任を持つ一方で、WTOはWCOが原産地規則協定の実施に関する基準として定めた原産地規則に従っている¹⁷⁾。さらに、WCOが始めた統計品目(HS)に関しては¹⁸⁾、WTOは商品の分類法としてこれを採用するのみならず、WTO加盟国間の紛争の解決において、統計品目委員会の見解に配慮している。WTOと国際連合(UN)の共同機関である国際貿易センターの発足、WTOとIMFが貿易による外貨準備の不均衡の決定のために設置した諸機構、およびUNとWCOによる薬物取引と薬物関連犯罪の撲滅のための協力も¹⁹⁾、この点を例証している。国際機関間の協力は、各機関の目的ないし目標の達成を補強・促進し、各機関の有効性を高めているのである。

国際条約の有効性は、各システムにおいて利用できる執行手段とその性質によってもまた高められてきた。貿易に関する限り、WTOは加盟にあ

15) David Vines, "The WTO in Relation to the Fund and the Bank: Competencies, Agendas, and Linkages", in Anne O. Krueger (ed.), *The WTO As An International Organization*, (1998) University of Chicago Press, at 59 and 77-79.

16) IMF, *Fact Sheet: The IMF's Trade Integration Mechanism (TIM)*, available at <https://www.imf.org/external/np/exr/facts/pdf/tim.pdf> (last visited Nov. 21, 2015).

17) World Customs Organization (WCO), *Partner Organizations*, http://www.wcoomd.org/en/about-us/partners/international_organizations.aspx (last visited Nov. 9, 2015).

18) Raj Bhala, *Dictionary of International Trade Law* (2d ed.), (2012) LexisNexis, at 485.

19) WCO, *United Nations Counter-Terrorism Committee (UNCTC) as A Partner to WCO*, http://www.wcoomd.org/en/about-us/partners/international_organizations.aspx#UN%20System (last visited Nov. 9, 2015).

たつての留保を加盟国には許しておらず、これは国際貿易実務における先例となっている。同時に WTO 協定は、全加盟国が協定上の義務をはたすことを要求している。また同時に、WTO は、加盟国が協定上の義務をはたす際の、具体的基準および要件を明らかにしている。これらの基準は—例えば、知的財産権に関する政府の決定に対する審査や行政その他の機関による決定過程における公正性、合理性、客観性および透明性の要件など—加盟国の行動をある程度制限するものである。したがって、こうしたシステム内にある加盟国は、当該国際条約の諸規定を国内法化する義務を負うのみならず、この多国間組織が採用する法執行の原理、原則そして基準を採用しなければならない。WTO 協定は、またある種の波及効果を有することも指摘しておかなければならない。例えば、サービス貿易は相当程度、投資と重なり合う部分があり、したがって、WTO 協定は、特定の投資協定の解釈において、投資に少なくとも間接的効果を有する。WTO 協定は、また他の条約の規定—知的財産に関する多国間の条約などがその例であるが—を取り込むことによって、他の国際条約の実効性を高めることにも貢献している²⁰⁾。このような過程を通して、世界の大半の国々の法は、平準化し、貿易、投資、金融および紛争解決のための包括的な法の網を形成しているのである²¹⁾。

諸協定が有効性を高め合うという現象は、二国間および多国間の投資協定の発展においても見出すことができる。発展途上国は、外国投資家と投資受入国との間の紛争につき投資受入国の国内裁判所が管轄権を有することを強調するいわゆる「カルボ条項」にこれまでは依拠してきた。各国が

20) John H. Jackson, *Sovereignty, the WTO and Changing Fundamentals of International Law*, (2006) Cambridge University Press, at 32-45.

21) Guiguo Wang, "From Economic Globalization to Globalizing the Rule of Law" (in Chinese), *China Legal Science*, Vol. 1, p. 12 (2008). Yale Law School の Koh 教授は、この過程を通じて、国際規範が国内法の一部となると論じている。See Harold Hongju Koh, "Is There a "New" New Haven School of International Law?", Faculty Scholarship Series of Yale Law School (2007), available at http://digitalcommons.law.yale.edu/fss_papers/1683.

外国投資を求めて競争するような世界にあつては、外国投資家と投資受入国との間の紛争解決については、今や国際仲裁が主流となっている²²⁾。中国も含む大半の発展途上国と先進国は投資協定上の義務をめぐる紛争解決のフォーラムとして第三者の仲裁を受け容れている。加盟国間の貿易紛争につき、各国がこぞってWTOに訴え出ることも、投資家と投資受入国との間の見解の相違の解決につき、国際仲裁に付託することも、今では当たり前のことである²³⁾。

この発展の直接の効果は、国家の判断の大半がWTOまたは諸投資仲裁機関の国際的な準司法審査に服するということである。貿易活動における個人または企業は、ある国家の措置が、公正性、合理性、客観性、透明性等の観点において、WTOの要件に適合しないと考える場面において、当該紛争は、WTOの紛争解決機関（Dispute Settlement Body）に解決を求めることができる。同様に、外国投資家は投資受入国との間の紛争を国際仲裁に付託することもできる。実際、協定上の義務違反の有無を決定するにあたり、WTOの小委員会および上級委員会は、対象国の政府の作為ないし不作為がWTO協定ないし国際慣習法の要求する国際的基準に適合しているか否かを、しばしば検討しなければならない。アルゼンチンの鶏肉事件は、その一例であり、WTOの小委員会は、アルゼンチンがそのアンチ・ダンピング措置において、40項目以上にわたってWTO協定に違反していると認定したのである²⁴⁾。加盟国が国内法措置においてWTO協定上の義務に違反すると認定することは、多国間貿易システムのもと、上級委員会および小委員会にとって、日常業務となりつつある。

22) Xianzhang Xin, "On Compulsory Arbitration of International Investment Disputes" (in Chinese), *Journal of Dalian Maritime University (Social Science)*, Vol. 12(2), (2013) at 47.

23) Peter-Tobias Stoll & Frank Schockopf, *WTO-World Economic Order, World Trade Law*, (2006) Brill, Chapter 2 and 9.

24) Guiguo Wang, "Globalization of Trade Law - The Example of the Argentina-Poultry Case", *The Journal of World Investment & Trade*, Vol. 5, No. 3 (2004), at 449-483.

投資に関しては、WTOに匹敵する国際機関は今のところ存在しない。しかしながら、仲裁が投資家と受入国との間の紛争処理制度となっている事実を照らせば、投資受入国は今や大きなプレッシャーにさらされている。二国間投資協定はガイドラインと一般原則を定めるにすぎず、協定の規定の解釈については、仲裁機関の裁量の余地が大きい。こうした規定は、投資家、投資、公正かつ衡平な措置、賠償額の算定などに及ぶものである²⁵⁾。これらは思いつくままに一部を列挙しただけである。仲裁の性質上、裁量の行使にあたっては、仲裁機関にはほとんどなにも制約はない。WTO上級委員会および小委員会と同様、仲裁機関は、二国間協定または自由貿易協定の違反の有無を決定する際、投資受入国の行為——作為および不作為——のみに焦点をあてるのである²⁶⁾。このようなわけで、今日では、投資仲裁は、投資受入国を対象とする国際的準司法審査と考えられているのである。

紛争解決手続の当事者適格の問題をおくとすれば、WTOおよび国際投資仲裁機関には一つの共通点がある。すなわち、いずれの機関も、協定の解釈にあたっては、規定、すなわち協定の特定の文言の細部にこだわるという点である²⁷⁾。例えば、同じ条文、パラグラフまたはサブパラグラフにおいて、二つの似通った文言がもちいられているとき、いずれの機関も、契約当事者が異なった意味を付与していたかを判定しようと心掛けるのである。ある条文の一項が別の条文に言及していながら、同じ条文の別の項はそうしていない場合、いずれの機関も契約当事者の意図を確定しようと試みるのである。WTOおよび投資仲裁機関のこうした判断は、法律およ

25) Xingjun Zhou, "A Discussion on the Arbitrability of Disputes in International Commercial Arbitration" (in Chinese), *Journal of Shanxi Politics and Law Institute for Administrators*, Vol. 1 (2003), at 60.

26) Yan Wang, "Reflections on Standard of Securitization in International Investment Treaties Arbitrations" (in Chinese), *Law Science*, Vol. 6 (2013), at 123.

27) J.R. Weeramantry, *The Interpretation of Treaties by Foreign Investment Arbitral Tribunals*, PhD Dissertation, Queen Mary College, University of London (2011), at 241.

び法執行の仕組みに直接の影響を持つものであって、このことがまた国際条約の有効性を高めることに貢献しているのである。

国際条約の有効性は、とくに WTO および投資仲裁に関し、利用可能な執行制度によってもまた高められている。WTO および投資保護のための仲裁制度は、執行の仕組みにおいて異なっている。WTO のシステムは未来志向型であって、加盟国が協定上の義務に違反したと認定されると、違反とされた措置を WTO 協定に適合させることが要求される。それ以上は何も求められない。投資仲裁の場合、損害賠償がその目的であり、過去清算型のシステムである。投資受入国は敗れた場合、損害賠償を支払わなければならないだけでなくである。仲裁で争われている措置（現行法、行政上の作為ないし不作為）が今後は正されるかいなかについては、仲裁機関はまったく関知しない。きわめて多くの事案において、WTO は、加盟国の措置を協定違反と認定しながら、当該加盟国に国内法および政策の変更を求めてきた。例えば、アメリカ合衆国の1916年アンチ・ダンピング法、外国貿易法人法、日本の税法、カナダとインドの特許法、中国の出版に関する規制、オーディオ・ビデオ製品に関する監督規制、映画に関する監督規制およびオーディオ・ビジュアル製品の流通に関する中国と外国の合併事業に関する監督規制は、すべて WTO 協定に違反すると認定された²⁸⁾。これらの加盟国は、WTO によって、国内の法律および規制の変更を求められたのである。

執行の仕組みの有効性は、仲裁判断が守られない場合の対抗措置の可能性にかかっている。WTO に関していえば、上級委員会および小委員会（上訴がなされなかった場合）の裁定は、ほぼ自動的に採択されている²⁹⁾。

28) Xiaoyong He, “Legal Aspects of Market Access Disputes Regarding Chinese and American Cultural Products Under the WTO Framework” (in Chinese), *International Business Research*, Vol. 6 (2008), at 1-8.

29) WTO, *The Process — Stages In A Typical WTO Dispute Settlement Case*, https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_settlement_cbt_e/c6s4p1_e.htm (last visited Nov. 21, 2015).

GATT体制の時代では、多国間貿易協定に関するこうした機関は存在せず、対抗措置もきわめて限定されていた。一方の契約当事者が対抗措置を講じることにつき承認がなされる場合でも、こうした対抗措置が実際に行われることはまれである。というのは、対抗措置が承認された当事国も同様に、あるいはそれ以上に負担を強いられるからである。その理由は、対抗措置はまず同一の貿易分野で講じられなければならない、これが不可能な場合にはじめて、他の分野においていわゆるクロス・リタリエーション（分野を超えた対抗措置）が可能という仕組みだったからである。

GATTは物品の貿易のみを対象としたので、分野を超えた対抗措置は効果的ではなかった。しかしながら、WTO体制下では、分野を超えた対抗措置が迅速に行使できるのみならず、実効性も備えている³⁰⁾。というのも、WTOのそれは、物品貿易およびサービス貿易から知的財産にわたる広範な経済分野に及んでいるからである。多角的貿易体制の創設者たちでさえ、TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）のもとで講じられる対抗措置がこれほど簡便で、かつ効果的であるとは予想しなかったことであろう。TRIPSが交渉されていたとき、多くの国³¹⁾、とりわけ発展途上国——先進国がなすほどの創造的活動をなす能力を持たない——からは、いくつかの難点が指摘された。結局は、発展途上国は先進国と同じ義務を負いながら、実際には同じ権利はこれを楽しむことができなかった³²⁾。WTOが活動を始めてまもなくして、知的財産権保護措置の緩和——TRIPSのもとでの義務の一つでもある——が、非常に効果的な対抗

30) Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes (DSU), Art. 22 “Compensation and the Suspension of Concessions”.

31) Sara Dillon, *International Trade and Economic Law and the European Union*, (2002) Hart Publishing, at 63–64, 68.

32) Fredrick M. Abbott, “Cross-Retaliation in TRIPS: Options for Developing Countries”, International Center for Trade and Sustainable Development (ICTSD) Program on Dispute Settlement and Legal Aspects of International Trade, at 9 (2009), available at http://www.iprsonline.org/New%202009/foray_april2009.pdf (last visited Nov. 9, 2015).

措置であることが明らかとなった。先進国は途上国に TRIPS の採択を強く求めてきたが、今ではこの協定が、発展途上国が他の加盟国に対抗する一つの有効な対抗手段として用いられていることは、いささか皮肉なことである。知的財産権の大半は先進国の手にあるが、先進国の方が対抗措置によってかえって苦しむということになるかもしれない。このことは、ある意味で、WTO 加盟国内の強い国と弱い国、大国と小国のバランスをとるものとなっている。対抗措置としての知的財産権保護の緩和措置が効果的に実行されるためにはなお考慮すべき細かい争点が存在するが、これは WTO 協定の履行を確保するための一つの選択肢となりつつある。

IV. 一带一路構想の諸問題

これまで論じてきたグローバル化の種々の積極的側面および協定の実効性の向上にもかかわらず、一带一路構想の実現にはなおいくつもの克服すべき課題が残されている。そのような課題の一つは、国際的協定の実効性の確保である。WTO 体制にあっても、実効性はいまだ完全には解決されていない。というのは、まず第1に、対抗措置の行使とその重大性から、対抗措置には WTO の承認が必要となるが、今日の情報、交通、市場取引の速さと比べれば、ここでもかなりの時間が費やされてしまうことになる。第2に、対抗措置の規模と範囲は、限定することが困難である。例えば、知的財産権の保護の緩和は、量的な観点で確定することが困難であって、したがって予測も難しいのである。さらに、対抗手段の行使は、経済的強国の手に握られているということである。これを例証するのが、アメリカ合衆国の賭博規制の事案であるが、ここでは、アンティグア・バーブーダに知的財産保護の緩和による対抗措置が認められたものの、合衆国が世界銀行の資金供与をやめさせるという対抗策により、アンティグア・バーブーダがアフリカ自由貿易地域に参加することを妨害するのではないかということアンティグア・バーブーダが危惧したことは明らかであった。また一方で、アメリカ合衆国の「外国貿易法人」に対する税制措置に関する

事案では、合衆国は WTO 協定違反とされた国内法を改正しないことのコストとして、対抗措置を甘受することを選択した。このようなことは、経済力が弱い加盟国ならば選択できなかったであろう。これらの事案は、WTO 体制においても貿易のルールを実効的に遵守させることの難しさをよく示すものである。

実効性の確保は、投資の分野においても同様に困難である。ICSID（国際投資紛争解決センター）協定によって創設された投資仲裁制度は、いくぶん自律的といつてよい³³⁾。すなわち、敗れた投資受入国によって裁定が履行されるかいはなは、受入国の自主性と国際社会からの圧力に依存するところが大きい。いうまでもなく、今日インターネットが広く利用されているという事実は、仲裁裁定を承認し、履行することを拒もうとする諸国にとっては非常に大きな圧力となっているし、さらには、海外からの直接投資が減少するリスクをそうした諸国はおかすことにもなりかねない。投資仲裁裁定の執行に影響する他の要因は、裁定の相互矛盾ないし不整合という問題である。WTO の場合とは異なり、投資仲裁においては上訴の手続が存在しない。その結果として、仲裁諸機関は非常に広い裁量権を行使することができる。したがって、事実関係及び争われている協定の文言が同一またはほぼ同一の場合であっても、仲裁諸機関の裁定が整合性を欠くということもある³⁴⁾。こうした仲裁裁定における矛盾及び不整合によって、裁定の履行確保における難しさが増していることは疑いえない³⁵⁾。

33) ICSID 条約53条1項は、当事者が ICSID の仲裁判断を承認し、執行することを要求してはいるが、本条の実効性を担保する特段の措置は講じられていない。

34) Xianming Shi, "Observation on the Possible Appeal Mechanism in International Investment Arbitration" (in Chinese), *Journal of Yunnan University (Law)*, Vol. 2 (2011), at 126.

35) こうした仲裁裁定間の矛盾は、「不安定さをもたらし、投資家と国家の正当性を損なうものであるとして批判されている。See Susan D. Franck, 'The legitimacy Crisis in Investment Treaty Arbitration: Privatizing Public International Law through Inconsistent Decisions', *Fordham Law Review*, Vol. 73 (2005), 1521, at

伝統的国際法における主権免除もまた、投資裁定の履行確保にとっては障害となる。多くの国々、とりわけ発展途上国は、依然として主権免除を主張し、外国に対して仲裁裁定を強制することに消極的である。実際、西洋諸国—外国政府に対する裁判権の行使についてはリベラルな立場にたつてさえ、執行に際し、外国が所有する財産の差押えにあたっては、きわめて慎重である³⁶⁾。

したがって、一带一路構想の実現にあたっては、より有効な執行制度を設計し、貿易および投資をめぐる直面した問題が繰り返されることのないようにしなければならない。これと同時に、現在の国際的そして二国間的な制度における経験が、一带一路構想に盛り込まなければならない。

執行の問題に加え、一带一路構想の実現にはさらに克服すべき問題が存在する。その一つは、一带一路構想と現存する国際的諸制度との協調である。一带一路構想の実現は、中国と他国との関係のみならず、他国間の関係にも影響を及ぼすことは間違いない。例えば、2015年4月10日に調印された中国・パキスタン経済回廊覚書（China-Pakistan Economic Corridor Memorandum）は、中国とパキスタンとの関係のみならず、中国とロシア、中国とインド、そしてパキスタンとインドといった二国間関係にも影響を及ぼすものである³⁷⁾。かくして、当該覚書自体は二国間協定ではあるが、多角的な効果を有しており、覚書が結ばれた地域の内外の諸国の関係に影響を及ぼすものなのである。

一带一路構想は広大な内陸地域と沿岸地域に広がる数十の国々が参加するものであるが、これは一朝一夕に実現できるものではない。まず、同構想に参加する準備が整った国々と中国が二国間ベースで協定を結んでいく

1558.

36) Shixi Huang, "Sovereign Immunity in Enforcing International Investment Arbitral Awards" (in Chinese), *Tsinghua Law Review*, Vol. 6 (2012), at 104.

37) Pakistan Press: Jinping Xi to Visit Pakistan on the 10th of This Month Signing 20 Plus Memos (in Chinese), <http://news.china.com/domestic/945/20150403/19467570.html> (last visited Nov. 9, 2015).

ことになるだろう。次に、これらの二国間協定を小型の多国間協定——一定数の国々と中国との協定——へと拡大することができる。さらに、この小型の協定を組み合わせ、また拡大し、二つの貿易地域——古代のシルクロードに沿った地域と海岸線に沿った地域——が形成されることになる。そして最終的に、一帯一路上の大半の国々が、この構想に参加したとき、一つの単一で包括的な経済圏が誕生するのである³⁸⁾。この過程を通して、中国と他の国々は、関連する協定において互いの権利・義務を定めておくことになる。もっとも、雛形となるべき協定書をあらかじめ策定しておかなければ、あまりにも多くの二国間協定が結ばれることにより、各協定間に不整合あるいは矛盾が生じる危険がないわけではない。

一帯一路に参加する諸国の大半は WTO の加盟国であり、その多くの国は、自由貿易協定や二国間投資協定を他国と結んでいる。また一部の国は、エネルギー憲章条約 (Energy Charter Treaty) の加盟国である³⁹⁾。中国が他の国々と一帯一路構想に関する協定を結ぶときには、こうした国際条約および二国間・多国間条約に配慮する必要がある。一帯一路構想の創始者として、中国はまず現存の国際条約を一帯一路構想に採用するかいなか、採用するとしてこれに何か新しいルールを付け加えるかいなかを決定しなければならない。既存の協定をただ維持し、さらなる市場開放はしないというのでは意味がない。かくして、一帯一路構想の実現の狙いは、既存の条約および協定に比べ、市場アクセスのためのより高度な基準を設け、貿易、投資、そして知的財産権にとってより有利な措置を講じることとなければならない。二つのルール——既存の条約および協定のもとのルールと一帯一路構想協定におけるルール——の整合性は、こうした協定が調

38) National Development and Reform Commission, Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China and Ministry of Commerce of the People's Republic of China: *Vision and Actions on Jointly Building Silk Road Economic Belt and 21st-Century Maritime Silk Road* (in Chinese).

39) Energy Charter Treaty: Members and Observers, <http://www.energycharter.org/who-we-are/members-observers/> (last visited Nov. 9, 2015).

印される前に十分吟味されなければならない。

一帯一路構想の実効性は、究極的には企業の掌中にあるといってもよい。民間企業が公正かつオープンに競争するための実効性ある手続を用意することは、中国および関係各国が直面するもう一つの克服すべき課題である。パキスタン为例にとってみよう。習近平中国国家主席は、パキスタンを訪問した際、460億ドルの投資を約束した。両国の協力体制を実現するため、両国はまず支援対象分野、各分野で必要な投資金額につき合意し、次に入札の実施・承認手続に入ることになる。おそらく、入札資格が認められる企業は、中国本土、香港その他の国々の企業であろう。こうしたプロジェクトに参加する企業は技術およびテクノロジーをも提供することになるだろう。いくつかの問題が解決されなければならない。第1に、そうした技術がパキスタンに提供される場合、どのような仕組み（税制ないし安全基準）が適用されるのか。第2に、パキスタンで活動する企業にはどのような待遇が与えられるのか。第3に、そうした企業と受入国との間の紛争はどのように解決されるのか。これに関連して、いかなる法が適用され、いかなるフォーラムがそうした紛争処理にあたるのか。実際には、企業側は受入国との紛争が受入国内の裁判所で処理されることを望まない。ここでは国際仲裁が選択肢として好まれるであろう。これにいかなる仲裁手続がもちいられるか、また、いずれの仲裁機関がこうした紛争を解決する資格があるかということが、関連するいま一つの問題である。これらについては他の事項とともに、一帯一路構想協定の中に明記されなければならない。

一帯一路に含まれる諸国は、歴史、伝統、宗教、法制度、法そして価値観において、非常に異なった国々である。さらに、一帯一路構想が現在の地政学および地経学に影響を及ぼすことは避けられない。こうした諸要因は、一帯一路上の諸国の加入準備および協力の仕方にも大いに影響を与えるだろう⁴⁰⁾。こうした状況においては、一帯一路構想協定に関する交渉の

40) Wenlian Cao, "Analyzing China's Diplomatic Status from the Current Situation and Strategies" (in Chinese), <http://www.icc-ndrc.org.cn/Detail.aspx?>

道のりが、平坦なものとは到底考えられない。物品貿易を例にとるならば、同協定は、関税、通関手続、円滑化措置などを含むことになる。電子申告の利用が認められるかといった税関申告書の要件、使用言語、衛生ないし検疫基準、安全基準、そして審査と隔離の期間などの問題は⁴¹⁾、法的、文化的、そして技術的能力に関係してくるのである。これらの事項について合意にいたるためには、関係各国の友好的姿勢のみならず、きわめて詳細な規定を定めることが必要となるのである⁴²⁾。現実の諸要因と見解の相違からみれば、これらの問題に関する交渉に相当の時間を要し、難題も山積していることは疑いのないところである。

V. 進むべき道

一帯一路構想は、市場経済を基礎とするグローバル化の産物である。したがって、一帯一路構想自身も市場経済を基礎とし、同構想の実施も市場経済のルールにのっとって行われなければならない。市場経済の環境においては、すべての当事者——政府、企業、そして個人——を一帯一路構想に関わる商取引に結びつけ、またそれら当事者を規制するものは、法である⁴³⁾。したがって、健全な法環境、とりわけ法治という環境が、一帯一路構想の成功の鍵を握っている。このような理由から、中国はまず国内において、自国の経験を整理し、他国の経験から学び、法治という環境を作りあげなければならない。結局のところ、中国自身の法治が進めば、他の国々は一帯一路構想について確実性と予見性を得ることができ、ひいて

newsId=4512&TId=179 (last visited Nov. 9, 2015).

41) Zhonghai Cheng and Chao Luo, "Facilitating Trade in Silk Road Economic Belt: Theory, Practice and Pushing Forward (in Chinese), *Journal of Shihezi University (Philosophy and Social Sciences)*, Vol. 2 (2015), at 9–17.

42) Xintao Yuan, "An Analysis on the Belt and Road Initiative" (in Chinese), *Theory Monthly*, Vol. 11 (2014), at 6.

43) Jingbing Li & Xinhua Yao, *Laws Imposed on Market Economy by States* (in Chinese), (2005) China Legal Publishing House, at 5–9.

は、他国も同構想への参加を望むことにつながるのである。

一帯一路構想の目的は、投資のみならず物品貿易およびサービス貿易について市場へのアクセスの障壁を下げ、そして、外国投資家に対する保護基準と投資を高めることにある。この点に関して、政府および紛争解決機関の政策決定の透明性が今日の国際社会においては強調されている⁴⁴⁾。現在のFTA（自由貿易協定）によって通常対象とされている分野に加え、政府調達、反トラスト、エネルギー、環境およびインフラ整備が、一帯一路構想が対象とする新しい分野になるだろう。これらの問題のいくつかは、すでにWTOや他の機関でも議論はなされているが、実質的には進展をみていないものである。もし一帯一路構想の交渉によってこれらの問題の合意に達することができれば、同構想の実現を目指す中国の立場は強固なものとなる。

健全な紛争解決制度は、あらゆる経済協力ないし商業協力において不可欠である⁴⁵⁾。一帯一路構想もその例外ではない。いまや国際社会はその注意を投資仲裁制度に向けている。そうした理由の一つは、投資仲裁判断がしばしば批判にさらされていることである。いま一つの理由は、国家間の貿易紛争がいまではWTOのシステムで解決されており、これらは有効に

44) 国際連合国際商取引法委員会は、協定に基づく投資家対国家間仲裁の透明性に関するUNCITRAL規則（2014年4月1日発効）を採択した。（原文は次で入手できる。http://www.uncitral.org/uncitral/uncitral_texts/arbitration/2014Transparency.html）。本規則は、投資家・受入国間の投資仲裁において、重要な諸書面の公開のみならず、口頭かつ公開の審理を規定している。次いで国連総会は、2014年12月10日、協定に基づく投資家対国家間仲裁の透明性に関する条約を採択した。（原文は次で入手できる。<http://www.uncitral.org/pdf/english/commissionssessions/unc/session47/a-cn-9-812-e.pdf>）。本条約は、UNCITRAL規則を現存の二国間投資協定および自由貿易協定に適用することを望む国々にそれを可能にするものである。2015年3月17日において、8か国が本条約に調印している。On March 17, 2015, eight countries signed the Convention.

45) Xueqin Jian, "Impacts of the WTO Dispute Settlement Mechanism on International Investment Laws" (in Chinese), *Sun Yatsen University Forum*, Vol. 2 (2005), at 97.

機能していると考えられていることである。中国は、相当数の自由貿易協定を結んできた。それらのいくつかは、オーストラリア、韓国そしてニュージーランドといった先進国との協定であった。これらの自由貿易協定は、投資家と国家間の第三者による仲裁を規定している。さらに、中国とオーストラリアの協定は、投資仲裁について上訴制度を設ける可能性についても規定がある。一帯一路構想が実現すれば、紛争処理制度が必要となることは明白である。ただ、どのようなシステムが採用されるかだけは不確定である。もし、一帯一路構想協定が関係政府間、関係企業間、さらに企業と受入政府間の紛争解決につき有効な制度を構築することができれば、それは多大なる貢献となるであろう⁴⁶⁾。いずれにせよ、一帯一路構想に関連する協定ないし合意が貿易紛争のみならず投資紛争をカバーする仲裁制度を規定できるかどうかが決定的に重要となる。

言及すべきいま一つの問題は、一帯一路構想の実現は、各国の協力と参加による一つの包括的な計画構想を持っているということである。中国内外の学者、実務家、および専門家から構成されるワーキンググループが設置されることが提案されている。このワーキンググループの任務は、一帯一路構想が実現された場合の参加各国の文化、経済、法律、歴史、宗教、そして国際関係に対する影響を調査することと、今後の交渉において採るべき方策ないし制度を提言することである。

結論として、一帯一路構想は、アジア、ヨーロッパ、アフリカの一部にまで及ぶ包括的な経済協力構想である。この構想が実現されるならば、関係各国のみならず人類にとっても著しい貢献となることは間違いない。一帯一路構想の基礎は市場経済である。かくして、その運用は市場のルールに従うべきであり、そして企業、個人、そして政府の行動は法によって規

46) 例えば、現代の国際貿易および投資に関する紛争解決の仕組みは、訴訟手続、訴訟戦略および技術の点を含め、コモン・ローの慣行に大いに依拠している。一帯一路に参加する国々は、大半が非コモン・ロー国である。したがって、紛争解決の仕組みに関する文化の相違に光を当てることは、一帯一路構想の推進に間違いなく役立つであろう。

制されるべきである。一帯一路構想が実現すれば、これに参加する国は、経済のみならず、文化的にもまた法制度の点においても恩恵を受けることが期待される。一帯一路構想のような巨大なプロジェクトにとって、その成功裡の実現には多大な努力・労力を必要とすることはいうまでもない。しかし、その実現は、参加各国の経済的関係を強固なものとし、WTOのドーハ開発アジェンダの交渉の行き詰まりや今日の世界のその他諸々の難題の解決に寄与することになるだろう。世界全体が一帯一路構想から直接・間接の利益を享受することになるのである。